

有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

7. 「監査の状況」の開示例

- ・ 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント
- ・ 好事例として採り上げた企業の主な取組
- ・ 開示例

目次

○ 有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

7.「監査の状況」の開示例

(番号) 

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

[7-1](#)

好事例として採り上げた企業の主な取組

カゴメ株式会社

[7-2](#)

開示例

カゴメ株式会社

[7-3~7-4](#)

日清オイリオグループ株式会社

[7-5](#)

味の素株式会社

[7-6](#)

株式会社クエスト

中堅・中小

[7-7](#)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
重点監査項目を列挙するだけでなく、<u>重点監査項目に対する監査結果や監査役会等の認識を記載すること</u>はより有用。	・クエスト(7-7)
監査役会の活動は企業により異なるところ、<u>監査テーマや具体的な活動内容のほか、関係部門間の連携、会計監査人との対話の内容などの記載</u>は有用。さらに、<u>具体的な活動を実施時期と関連づけて開示することなどの工夫を行うこと</u>は投資家がその実態の理解を行うために有用。	・日清オイリオ(7-5) ・味の素(7-6) ・カゴメ(7-3) ・クエスト(7-7)
内部監査は価値創造のプロセスの一環であり、どう価値創造に結び付けるのかという視点で投資家も注目している。<u>内部監査の活動・成果をグローバル内部監査基準などの客観的な基準に照らして体系的に開示するなど、守り一辺倒から脱却し積極的な説明を行うこと</u>は非常に有用。	・カゴメ(7-3)
監査体制の人材規律（登用・育成・資格推奨等）の開示を行うなど、<u>監査役等に企業価値を付加するような体制及びスキル、リソースが割かれているかが理解できる情報の開示を行うこと</u>は望ましい。	-
監査は、企業価値の向上、また、各社のビジネスモデルを意識した上での独立した客観的な目線が必要であるが、<u>定型文言の開示から脱し、担当している監査役、監査委員、内部監査の人たちといった「当事者の言葉」でその視点を示すこと</u>は有用。それにより、投資家の評価が向上するのみならず、社内の関係者が監査関連部署の業務を理解し、企業価値向上における監査部門の貢献を認識することにもつながる。	-

好事例として採り上げた企業の主な取組（カゴメ株式会社）

経緯や
問題意識

- 当社は「感謝」「自然」「開かれた企業」を企業理念としている。監査を含む各部門は「開かれた企業」として、様々な情報開示に積極的に取り組んでいる。
- また当社はコーポレート・ガバナンスを「自律の更なる強化と他律による補完」と捉えている。監査においては、継続的に監査プロセスを改善して「自律」を進め、社外に情報開示し双方向で対話する「他律」も行っている。→本取組みはこの一環といえる。

プロセスの
工夫等

- 2024年12月期有報において【監査の状況】の記載を大幅に見直し、グローバル内部監査基準(GIAS)に沿った内部監査の取り組みの記載を追加した。
- 当社は2019年からGIASを含む国際基準を参考に監査プロセスを日々改善し、内部監査協会を通じてその過程を毎年発信してきた。本取り組みは経営層にも都度報告していたため、監査の記載を増やすことについて、社内で賛同を得ることができた。

充実化した
ことによる
メリット等

- 監査の情報を詳しく開示することで、株主が当社の内部統制について具体的に知ることができ、投資家側の判断材料が増える（「開かれた企業」の具現化）。
- 監査プロセスを社外に開示することで、監査組織間の新しいネットワークが生まれる。当社はその関係性で様々な活動のヒントを得て、継続的に改善が進めることができ、監査品質が向上する。（「自律」と「他律」の好循環）。

開示をする
に当たって
の工夫

- 当社は有価証券報告書に統合報告書の多くのページを引用している。監査に関しても同じ構成にして、図を用いることで視認性も高めることを目指している。
- 今回は、GIASのドメインⅠ～Ⅴに沿って初めて活動内容を図式化した。これにより「監査の目的」、「倫理と専門性」、「ガバナンス」、「監査の管理と業務」などの活動の枠組みに沿って、実際に取り組んでいる内容を体系的に理解できるようにした。

（3）【監査の状況】※ 一部抜粋

1. 監査等委員会による監査の状況

① 組織・人員
(中略)

② 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。
当事業年度は合計13回開催し、1回あたりの所要時間は約3時間でした。年間を通じ次のような決議、協議、報告がなされました。

決議事項	・ 監査等委員会招集者（議長）の選定 ・ 常勤監査等委員・選定監査等委員・特定監査等委員の選定 ・ 監査等委員会の方針・計画・方法 ・ 監査等委員会予算 ・ 監査等委員会の監査報告書 ・ 会計監査人の再任の適否 ・ 監査等委員選任議案に対する同意 他
協議事項	・ 監査等委員の報酬 ・ 会計監査人の監査報酬に対する同意 ・ 会計監査人からの定期報告 ・ リスクマネジメントに関する案件 ・ 海外グループ会社の内部統制整備に関する案件 ・ 監査等委員会の実効性向上に関する意見交換 他
報告事項	・ 監査等委員会四半期報告及び社内決裁内容確認 ・ 会計監査人からの監査報告 ・ 内部監査活動計画、内部監査結果報告 ・ 報酬・指名諮問委員会からの報告 他

③ 監査等委員の主な活動

当社の監査等委員は、以下の監査を通じて良質な企業統治体制を確立すべく活動しております。

- ・ 業務監査：取締役の職務執行の監査、取締役会等における取締役の報告及び意思決定の監査、内部統制システムに係る監査、子会社における監査 等
- ・ 会計監査：会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の監査、会計監査の実施状況の監査

まず、業務監査については、取締役会に出席し、取締役等との意思疎通を図り、議事運営や決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。また、主に常勤監査等委員が、代表取締役社長との会談を適宜行い、経営会議、執行役員会、リスクマネジメント統括委員会等、社内の重要な会議に出席し、さらに、必要に応じ執行役員、部門責任者、担当者より報告を受け情報の収集を行うとともに、監査報告や監査所見に基づく提言を行っております。また、内部監査室と連携し、内部統制システムを活用して、業務の有効性・効率性とコンプライアンスの視点から事業所の監査を行い、国内外子会社に関しても、経営状況の把握や取締役・CEOとの意思疎通を行うなど、監査環境の整備に努めております。また、これらはすべて定例の監査等委員会の場で情報共有を行っております。

当事業年度は、1) 24-25年中期経営計画の課題進捗、2) 物流、サステナビリティ等の全社横断・基盤課題への取組み、3) 人的資本の拡充、ダイバーシティ&インクルージョンへの取組み、4) グループガバナンス強化等を重点監査項目として掲げ、業務監査に取組みました。

会計監査については、会計監査人と定例の情報交換を行い、適正な職務執行のための体制整備について確認を行っております。さらに、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、毎年総合的に評価をしております。

期末には、業務監査と会計監査について、監査の方法及びその内容と監査の結果を記載した監査報告を作成し、監査等委員会で決議しております。

④ 監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との相互連携

監査等委員会は、会計監査人、内部監査室との月次の会議体において、CFO・CRO、財務経理部同席のもとで期中レビュー、監査状況の報告、ガバナンスに関する社会情勢等について情報を共有し、当社グループの事業への影響や当社グループでの発生可能性等を含めた議論を行いました。監査上の主要な検討事項（KAM）については、定期的に会計監査人から報告を受け、協議を行っております。

<協議の概要>

概要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会計監査計画及び監査報酬案				●								
期中レビューの報告					●			●			●	
三様監査活動の共有と意見交換				●	●					●		●
会社法・金商法監査の報告		●	●									
内部統制監査結果及び経過報告			●							●		●
KAMやサステナビリティ等に関する情報交換・意見交換	●	●	●			●	●		●		●	

⑤ 実効性評価

当社は、毎年1回実施している取締役会の実効性に関する評価の中で、監査等委員会に対するアンケートを実施しています。24年度の評価では、監査等委員会として概ね適切であると評価しています。実効性評価で認識された課題に取り組むことで、継続的な実効性向上に努めております。

好事例として着目したポイント

- ・ 監査等委員会の開催頻度及び1回あたりの平均時間を開示。併せて主な議題を決議事項や報告事項などに分類して記載。
- ・ 監査等委員の主な活動として、業務監査及び会計監査の説明及び具体的な実施内容について記載するとともに、会計監査人や内部監査室との相互連携について、実施時期を含む具体的な内容を簡潔に記載。

（3）【監査の状況】※ 一部抜粋

2. 内部監査の状況

① 内部監査の概要

内部監査室は、内部監査人協会（IIA）が2024年1月に公表したグローバル内部監査基準に沿って、従来の内部監査の仕組みを再編しながら展開しています。2024年～2025年の活動を新しい基準のドメインⅠ～Ⅴに照らし合わせると以下ようになります。

ドメインⅠ 内部監査の目的	・「グループ内各組織の日々の業務（ガバナンス・リスクマネジメント・コントロール）について、 アシュアランスとアドバイザー を提供し、経営目標の達成に貢献すること」を目的として設定。守り（コンプライアンス等）から攻め（組織目標達成）まで幅広い領域に關与しています。
ドメインⅡ 倫理と専門職としての気質	・「内部監査室」のメンバーは、当社の第1線（研究、生産調達、営業）および第2線（リスクマネジメント、品質保証、IT等）の業務経験を積んだ6名で組織されています。 ・内部監査室内で約60の力量評価・教育体系を整備。グローバル内部監査基準の他、内部統制評価、内部監査の実務について基礎教育の仕組みを整備しています。 ・公認内部監査人（CIA）、公認不正検査士（CFE）など、各内部監査人が自主的に資格の取得にチャレンジし、現在は複数の資格取得者が在籍。有資格者は学んだことを実践し、社内外でさらなる自己研鑽を行っています。
ドメインⅢ 内部監査機能に対するガバナンス	・内部監査室は 社長と監査等委員会の2つのレポートライン によって、独立性を担保しています。 ・内部監査室が監査等委員会事務局を兼務し、監査等委員会の運営支援を行っています。
ドメインⅣ 内部監査部門の管理	・リスクマネジメント統括委員会が作成した リスクカテゴリー （44区分）で全体俯瞰をし、内部監査室を含むアシュアランス提供者がカバーする領域を明示した「 アシュアランスマップ 」を2023年に作成。このマップを毎年更新し、取締役会で承認を受けて監査計画に反映しています。 ・内部監査の成熟度を高め、経営に資する監査を遂行できる「 信頼されるアドバイザー 」となるよう監査活動を設計。組織単位の監査では「経営戦略」「ガバナンス」「人事」などの攻めの領域も対象とし、監査先ごとに「リスクシナリオ」を複数作成して重大リスクを深掘りしています。
ドメインⅤ 内部監査業務の実施	アシュアランス ・金融商品取引法に則った内部統制評価を毎年実施し、内部統制報告書を作成しています。 ・国内外の連結子会社や各組織を対象とした44のリスクカテゴリーについて確認する監査を展開。海外拠点、支店、工場など10～15組織／年に対して実施し、3～5年で全組織を一巡しています。 ・当社グループの重点リスクを対象とした組織横断型の監査を実施しています。「ガバナンス」「ダイバーシティ」「情報管理」など毎年2～3テーマの監査を実施しています。 ・毎年全従業員を対象とした「内部統制セルフチェック」を実施し、カゴメ従業員の意識や行動の変化をモニタリングしています。このチェック結果は同年度の監査計画にも活用しています。  Kagome Foods India Pvt. Ltd.に対する内部監査の様子  審判菜園に対する内部監査の様子 アドバイザー ・各組織の相談や要請を年30～40件受領し、それぞれについて分析、助言、教育のサービスを提供しています。 ・全従業員への社内啓発や優良事例の水平展開のため、内部統制SNSを年4回前後発信しています。 ・前年と当年に検出された全社横断課題について、リスクマネジメント統括委員会や主管部門と連携し改善をサポートする活動を行っています。

② 活動内容

内部監査では、目的別に以下の監査を行っております。

- ・組織マネジメント監査：国内外の連結子会社や各組織を対象とした、44のリスクカテゴリーについて確認する監査
 - ・テーマ監査：当社グループの重点リスクを対象とした、組織横断型の監査
 - ・金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制評価」（J-SOX）
- 年度毎の監査計画は、経営環境や前回監査からの経年、前回監査での指摘事項、組織改変、インシデント発生状況等を踏まえ、リスクベースで決定し、毎年取締役会で承認を受けております。24年4月から25年3月の組織マネジメント監査及びテーマ監査の件数は以下の通りです。

	組織マネジメント監査			テーマ監査	合計
	国内組織	国内子会社	海外子会社		
監査件数	9	1	2	3	15

財務報告に係る内部統制評価については、金融商品取引法に沿って以下のように対応しています。
＜全社統制評価＞

2024年度に連結子会社となった米国Ingomar Packing Company, LLCを本評価の対象に加え、カゴメ株式会社及び連結子会社5社（Ingomar、KIUS、KAF、HIT、KAU）を対象として全社的な内部統制の評価を行っています。

＜業務プロセスとITに関わる内部統制の評価＞

2023年度末までは、カゴメ株式会社の重要な事業拠点として業務プロセスとITに関わる内部統制の評価を実施してきました。業務プロセスについては、売上収益、売掛金、棚卸資産、固定資産等の業務プロセスを対象に内部統制の整備と運用を確認しています。2024年度から、Ingomarを本評価の対象に加え、会計監査人との対話を重ねた上で、整備・運用両面の評価を開始しています。ITについては、カゴメ株式会社におけるシステムの正確性と開発・運用・保守プロセスを評価しています。

監査において発見された問題点については、被監査部門・関連部門との間で都度情報交換・意見交換を行い、必要な対策または改善措置を立案・実行しております。また、監査計画及び監査結果は都度監査等委員会及び代表取締役社長に報告するとともに定期的に取締役会等に報告を行っています。当事業年度の報告状況は以下の通りです。

概要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
代表取締役社長への報告、提案		●		●	●			●		●		
取締役への報告、付議			●									
監査等委員会への報告	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●

③ 内部監査と会計監査人との相互連携

（以下略）

好事例として着目したポイント

- ・既存内部監査業務の目的適合性について、企業外部のガイダンスであるグローバル内部監査基準を参考にして検討した結果を開示。
- ・当事業年度の内部監査の活動状況について、具体的な目的及び目的別の実施件数を記載。さらに、財務報告に係る内部統制評価（J-SOX）の実施状況についても具体的に開示。

（3）【監査の状況】※ 一部抜粋

（c）監査役会の実効性評価

監査の実効性向上に向けた取り組みの一つとして、監査役会の実効性に関する評価を実施しました。これは、監査役会が自らの役割と責務を実効的に果たしているかを評価し、その結果を踏まえた監査役会の運営の継続的な改善を図ることで、監査活動の実効性を高め、良質な企業統治体制の確立、すなわち健全で持続的な成長と中長期的な企業価値を創出し社会的信頼に応える体制の確立を目指すものです。

<評価実施方法>

調査方法は、監査役会においてその実効性評価に関するアンケート形式での自己評価を実施し、その自己評価について社外取締役と意見交換を実施したうえで、最終的な評価を行いました。

なお、今回行った評価項目は次のとおりです。

評価項目	1. 監査役会の構成および選任について 2. 監査役会の運営について 3. 監査役会の議論について 4. 監査役会のモニタリング機能および監査機能について 5. 常勤監査役・社外監査役のパフォーマンスについて 6. 監査役会に対する支援体制について 7. トレーニングについて 8. 株主（投資家）との対話について 9. 自身の取り組みについて
------	--

<実効性向上に向けた2024年度の取り組み>

2024年度は、前事業年度における評価結果を踏まえて次の取り組みを行い、実効性の更なる改善を図りました。

取り組み項目	取り組みの概要
主要グループ会社に対するモニタリング機能の強化	・子会社3社への往査を実施するとともに常勤監査役が監査役を務める子会社の経営状況やガバナンス上のトピックスを監査役会に報告、共有した。 ・新たな取り組みとして常勤監査役と内部監査室長による子会社監査役（6社）との個別面談を実施し、子会社監査役への助言を行うとともに面談内容を監査役会に報告した。
会計監査人との連携の更なる充実	・会計監査人との意見交換会の開催頻度を更に高め、監査手続き上で注意を払った点やトピックスの詳細等を四半期毎に確認し、相互の情報提供とそれに基づく議論の充実に努めた。また、この意見交換会のうち5回を内部監査室を交えた三様監査連絡会として開催し、監査における相互の連携強化を図った。
監査役スタッフ機能の充実および内部監査部門を含む監査体制の充実	・監査役スタッフが、従来の兼任2名から専任1名体制となり、監査関連業務の一部を監査役スタッフに移管することで監査役の監査業務への充当時間を増やし、監査の実効性の向上を図った。 ・内部監査室との意見交換会の開催頻度を高め、更なる連携強化に努めた。

<評価結果>

2024年度の当監査役会の実効性については、おおむね確保されていると判断しました。なお、今回の調査結果と社外取締役からの意見を踏まえて、以下の項目を次年度における監査役会としての改善課題と認識し、これらに取り組むことにより更なる実効性の向上を図ります。

- ・主要グループ会社に対する監査役会としてモニタリングの充実（継続課題）
- ・監査計画に対する期中での進捗レビューの実施と必要に応じた計画見直し
- ・新中期経営計画「Value UpX」における新たな事業展開や非財務情報の開示といった環境変化への対応

（以下略）

好事例として着目したポイント

- 監査役会の実効性評価について、評価の目的及び実施方法について記載したうえで、実効性改善のために実施した取組について具体的に開示。
- 当年度の実効性の判断結果についても記載し、併せて次年度における改善項目を記載し、今後の課題について明示。

味の素株式会社（1/1）有価証券報告書（2025年3月期） P108-113

（3）【監査の状況】※ 一部抜粋

① 監査委員会監査の状況

1. 組織・人員

有価証券報告書提出日現在、監査委員会は、5名の監査委員からなり、4名の独立社外取締役および1名の当社事業に精通した非業務執行の社内取締役が、内部監査部門をフルに活用しつつ、監査委員自らも直接監査活動を行い経営監査の実効性を高める仕組み（ハイブリッド監査）により、モニタリングレベルの高い「監督」を実現しています。

（中略）

3. 監査委員の主な活動

（中略）

4) 会計監査人との連携

社内関連部門と連携し会計監査人との実効的な連携体制の定着および監査委員・監査部・会計監査人の相互連携による三様監査の更なる充実に努めました。会計監査人の海外ネットワークを活用した海外監査法人とのオンライン・ミーティングを実施するなど、効果的に情報入手・意見交換を行いました。

5) 国内グループ会社常勤監査役との連携

国内グループ会社11社の常勤監査役11名との会議・面談を当事業年度は4回実施し、常時情報共有を行いました。

（中略）

7) 他の社外取締役との連携

社外監査委員4名は、他の社外取締役2名との間で「社外取締役連絡会」を開催し、指名・報酬・監査各委員会の活動を共有するとともに、当社グループの基本情報につき執行役から説明を受け、意見交換を行いました。当事業年度は2024年5月31日、2024年8月30日、2024年11月29日および2025年3月3日の4回実施しました。また、指名・報酬・監査各委員会間で社外取締役が相互に兼任することで各委員会間の迅速かつ円滑な情報共有を強化しています。

② 内部監査の状況

（中略）

3. 内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携

1) 内部監査と監査委員会監査との連携状況

監査部長は、監査委員会による効率的な監査の遂行に資するよう、内部監査報告書を都度常勤監査委員に送付し監査委員会に毎月報告するほか、監査委員会へ四半期毎に活動報告を行い、監査委員会および監査部相互の監査計画ならびに実績を共有し、意見交換を実施しています。

当事業年度の内部監査と監査委員会監査の主な連携内容は、次のとおりです。

内容	時期	概要
内部監査四半期活動報告	5月30日 7月19日 10月22日 1月30日	各四半期の監査結果・活動内容（財務報告に係る内部統制評価状況の報告を含む）の共有および意見交換。
財務報告に係る内部統制評価状況の報告	4月18日	前年度の財務報告に係る内部統制の評価状況を報告。

2) 内部監査と会計監査との連携状況

監査部長は、会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて随時に打合せ、意見交換を実施しています。

3) 監査委員会監査と会計監査の連携状況

監査委員は、期中において味の素㈱グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ ㈱からの四半期決算報告（会計監査人同席）への出席、第2四半期期中レビュー結果報告、第1四半期および第3四半期における年度監査実施状況報告、三様監査ディスカッション等ほぼ毎月1回の頻度で会計監査人との定期会合を開催し（当事業年度は16回実施）、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査および内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行いました。KAM（監査上の主要な検討事項）については、監査および期中レビュー計画説明時にKAM候補の提示を受け、その後第2四半期期中レビュー結果報告と第1四半期および第3四半期における年度監査実施状況報告の際にそれらに関する監査上の対応や検討状況の説明を受けて意見交換を行っており、2025年4月の三様監査ディスカッションの際には KAMの最終案について協議を行いました。また、会計監査人の海外ネットワークを活用した海外主要国・地域の監査法人とのクライアントサービスミーティングを開催し、グローバルなモニタリングの強化に役立てました。

当事業年度の監査委員会監査と会計監査の主な連携内容は、次のとおりです。（抜粋）

会議名	実施時期	概要
監査計画概要説明	4月12日	当事業年度の監査計画の概要説明を受け、意見交換を行う。
クライアントサービスミーティング	4月12日 11月12日	会計監査人の海外ネットワーク監査法人（ブラジル（4月12日）、北米（11月12日））から報告を受け、意見交換を行う。
監査法人の品質管理体制説明	12月9日	会計監査人より、有限責任 あずさ監査法人の品質管理体制について説明を受け、意見交換を行う。

4. 内部監査、監査委員会監査および会計監査と内部統制部門との関係

監査部、監査委員会、会計監査業務を執行した公認会計士と味の素㈱グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ㈱は定期的な打合せを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しています。監査部および監査委員会は、各々内部監査および監査委員会監査の手続きにおいて、その他の内部統制部門と意思疎通を図り、また、会計監査人も、味の素㈱グローバル財務部および味の素フィナンシャル・ソリューションズ㈱を通じてその他の内部統制部門と、必要に応じて意見交換等を実施しています。

（以下略）

好事例として着目したポイント

- 監査委員会の監査手法について、内部監査部門を活用しながら監査を行うハイブリッド監査であることを説明したうえで、グループ内の監査役や会計監査人、監査委員以外の社外役員との連携について具体的に記載。
- 内部監査についても、監査に関連する部門間の連携状況について具体的な記載がなされており、監査の状況の理解に役立つような情報を開示。

株式会社クエスト（1/1）有価証券報告書（2025年3月期） P37-38

（3）【監査の状況】※ 一部抜粋

① 監査等委員会及び内部監査の状況

1) 監査等委員会

a) 組織・人員（中略）

b) 監査理念

当社及びグループ会社の取締役の職務執行状況を監査することにより、健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めることを目的とします。

c) 運営状況

当事業年度において監査等委員会は12回開催され、監査に重要な事項について決議と報告、及び部門ヒアリングを行っています。また、監査等委員会実効性評価で抽出された課題等についてフリーディスカッションを行ったうえで改善につなげており、1回あたりの平均時間は2時間34分です。

氏名	出席回数	任期中の開催回数
内野一博	12回	12回
宗司ゆかり	12回	12回
難波 満	12回	12回

当事業年度における監査委員会での主な決議事項及び報告事項

決議事項（14件）	監査計画、監査報告、監査活動報告、会計監査人の選任、監査報酬の同意、監査等委員でない取締役の選任 ほか
報告・協議事項（45件）	月次業績、常勤監査等委員の活動報告、内部監査の監査結果報告、取締役・上席執行役員の職務執行状況ヒアリング ほか

d) 活動状況

当事業年度において監査等委員会は、中期経営計画の推進、サステナビリティ経営の推進、内部統制システムの整備・運用状況を重点監査項目として活動しました。監査活動内容と監査等委員会の認識は下記のとおりです。

① 中期経営計画の推進

当社グループは、中長期ビジョン「Quest Vision2030」の第2期である「2024-2026年度・中期経営計画」において、事業ポートフォリオの変革、人と技術への未来投資、事業体質と経営基盤の強化を基本方針として、基盤の強化と着実な成長を念頭に活動を展開しています。監査等委員会としては、常勤監査等委員が事業戦略会議等の重要会議に出席することで事業活動の進捗を、また経営幹部へのインタビューにより従業員への意識の浸透と活動を確認しました。

（監査等委員会の認識）

事業目標であるKPIを達成しており、2030年に向けたソリューション・ビジネスの戦略も策定されましたが、収益性をさらに改善し、資本コストや株価を意識した経営の実現への要請に応えていく必要があります。

② サステナビリティ経営の推進

当社グループは、経営会議傘下に設置されたサステナビリティ委員会において、サステナビリティ経営を推進しており、2024年度は人権方針、ビジネスパートナー基本方針を策定しています。監査等委員会としては、常勤監査等委員がサステナビリティ委員会に出席し、状況を聴取するとともに適宜意見交換を行いました。

（監査等委員会の認識）

サステナビリティ委員会で議論されたことは取締役会に適切に報告されており、ビジネスと人権に関して整備が進んだことは有効と判断しました。引き続き、人権方針、ビジネスパートナー基本方針に沿った運用を確認します。

③ 内部統制システムの整備・運用状況

監査等委員会としては、取締役会や経営会議における審議状況を監視・検証するとともに、適宜意見を表明しました。また、部門ヒアリングや内部監査等において監査等委員会が認識した課題については、都度フィードバックを行いました。

（監査等委員会の認識）

組織変更に対する体制整備がなされており、プロジェクト・リスクに対する会議体によるモニタリングを行う等、体系だった内部統制システムの整備と運用が適切に推進されていると判断しました。一方、グループ会社が拡大していることからグループガバナンスの視点でも監査を強化していきます。

主な活動内容は下記のとおりです。

監査等委員会の主要な業務と役割分担

項目	概要	常勤	非常勤
取締役の職務執行監査	社長との対話会（半期1回）	○	○
	業務執行取締役、執行役員へのヒアリング（18部門）	○	○
	意思決定・監督業務の履行状況の監視・検証（取締役会への出席：16回）	○	○
取締役会以外の重要会議の監視・監査	経営会議（月2回）、サステナビリティ委員会（2回）、内部統制委員会（月1回）統合セキュリティ委員会（月1回）、重要プロジェクト会議（13回）、予算実績会議（月1回）への参加	○	—
内部統制システムに関する監査	会社法、金商法の内部統制に関し、内部監査室の実査に同行（14回）	○	—
	内部監査室から監査等委員会に監査結果を報告（四半期1回）	○	○
会計監査	計算書類等に関する監査の方法・結果の相当性、及び会計監査人の独立性等の判断・検証（会計監査人から監査等委員会への報告：5回）	○	○
子会社に対する監査	子会社社長へのヒアリング（1回）	○	○
	子会社監査役へのヒアリング（四半期1回）	○	—
	内部統制の整備状況の確認（内部監査室の実査に同行：1回）	○	—

（以下略）

好事例として着目したポイント

- 監査等委員会の開催頻度及び主な議題のほか、1回あたりの平均時間を記載。
- 監査等委員会が重点監査項目としている事項について、その内容を具体的に記載するとともに、当該項目に対する監査等委員会の認識を併せて開示。
- 監査等委員会の主な実施業務について列挙し、実施頻度や非常勤委員の活動状況も含めて記載。

（※）中堅中小上場企業の参考となるように、直近決算期における売上高が300億円以下の企業の事例を選定しています。

※ 本好事例集の公表をもって、各企業の有価証券報告書の開示内容に誤りが含まれていないこと（サステナビリティ開示基準への準拠性を含む）を保証するものではありません。